資料２

中核市移行による社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への

越谷市障害者施策推進協議会の機能移行について

本市は、平成２７年４月１日の中核市への移行に伴い、社会福祉法第７条１項の規定に基づく社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を、越谷市社会福祉審議会条例に基づき設置しました。越谷市障害者施策推進協議会については、その機能を社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に移行し、平成２７年３月３１日をもって廃止となりました。
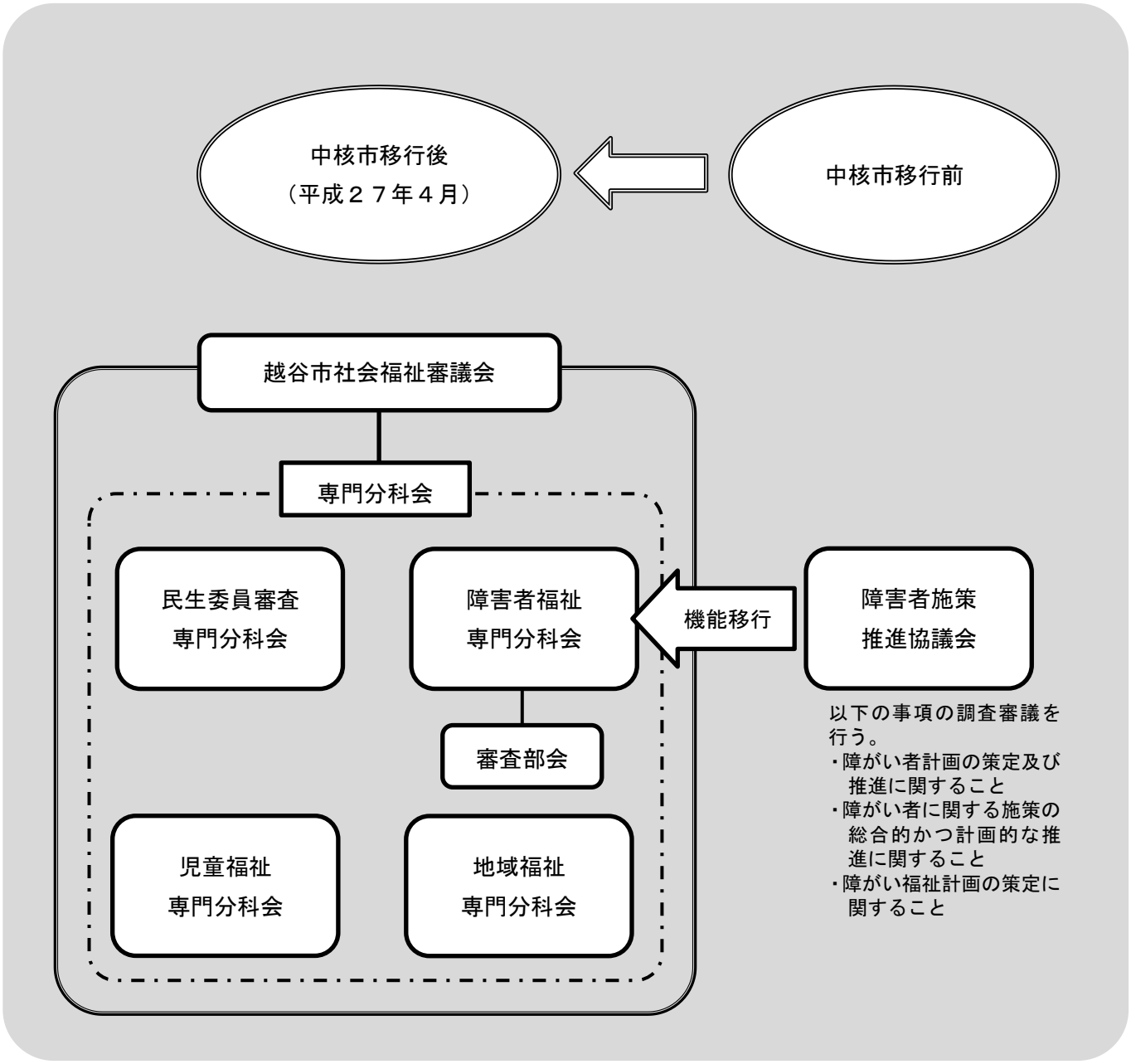
〇イメージ